

公 募

豊川の河道内樹木の採取申請者を公募します。
～河川法第25条を適用した公募型樹木伐採の試行～

1. 目的

豊川の河道内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水の流れの妨げとなることや、局所的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上の問題があります。さらに、河道内の樹林化により、河川巡視に支障を来したりゴミ等が不法投棄を招く等、維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省豊橋河川事務所では、これらの対策として順次河道内の樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら樹木伐採には相当の費用を要することから、治水上等の問題を解消しつつ、コスト縮減と木材資源の有効活用を図るため、河道内の樹木を採取することを希望する事業者（企業・団体）を公募し、河川法第25条の採取の許可による河道内の樹木伐採の取り組みを試行いたします。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

- ① 豊川の樹木を採取することを希望する者は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ② 「4. 採取申請者の選定方法」により、応募書類を審査し、採取申請者を選定します。
- ③ 選定結果は応募者へ通知するとともに、豊橋河川事務所のホームページ（URLは別記）に掲載します。
- ④ 選定された採取申請者は、河道内の樹木を採取するため、河川法第25条に基づく許可申請手続きを行っていただきます。許可申請手続きの方法については、選定通知後の打合せにて個別に説明します。
- ⑤ 河川法第25条の許可書を発行後、伐採作業の着手が可能となります。

(2) 募集期間

平成29年3月30日（木） ～ 平成29年4月14日（金）

※応募書類は郵送により平成29年4月14日必着

(3) 樹木の採取場所

- ・豊川 左岸河川敷（河口からの距離11.0k～11.4k）

※より詳細な場所については別添資料を参照してください。

(4) 作業環境

- ・進入路の幅員：3.0m
- ・仮置き場：無し

※より詳細な場所については別添資料を参照してください。

(5) 樹木の採取期間（予定）

平成29年 4月末～ 平成29年 5月末

※土日祝日を除く平日の8時30分から17時00分

※期間については予定であり、後日変更となる場合があります。

(6) 樹木の種類

主に広葉樹（ヤナギ等）

(7) 伐採及び採取の条件

樹木の伐採及び採取を行う上での諸条件については以下のとおりです。採取作業における注意事項については必ず履行してください。

1. 採取申請者は伐採範囲内の樹木の伐採、集積、運搬車両への積み込み、現場外への搬出を実施してください。
2. 利用しない部分の枝葉等は現場より回収して搬出してください。
3. 採取した樹木の数量（m3又はt）を計測し、伝票等資料を添えた集計表、状況写真（着工前、施工中及び完了後）を完了時に提出してください。
4. 採取が完了したのち、現地において豊橋河川事務所職員による履行確認を行います。その際は採取申請者も立ち会うものとします。
5. 伐採作業や積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際の全ての責任は樹木採取者に負っていただきます。事故の内容によっては採取許可を取り消す場合もあります。
6. 採取した樹木の搬出にあたり、道路の通行に必要となる関係機関（道路管理者・警察署）との手続きについては、採取申請者が行うものとします。
7. 採取場所においては使用機材等の整理整頓に努めてください。
8. 河川管理者が「(8) 関連工事」にて伐根するので、樹木は根本から50cm以上の位置で切断し、根株を現地に残しておいてください。
9. 今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答してください。

(8) 関連工事

「平成28年度 豊川河川維持修繕工事」

※関連工事とは、国土交通省が発注している工事です。採取場所に存置した根株除去等を実施します。樹木の採取においては工程等の調整が必要となります。

(9) 採取申請者の選定結果の通知

①採取申請者の選定結果は応募者に通知します。通知の時期は4月中旬を予定しています。

②選定結果については以下URLのホームページに掲載する予定です。

豊橋河川事務所HP：<http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/index.html>

3. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

イ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ニ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。

ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ヘ 採取した河川産出物を自ら製品等へ加工・利用せず、原木を第三者へ転売する者。

ト その他、豊橋河川事務所長が参加不相当と判断する者

4. 採取申請者の選定方法

応募書類の「【採取計画に関する事項】」について採取計画・実施工程の具体性、安全対策等を評価して、優れた者を採取申請者に選定します。

選定を行うにあたり、必要な情報収集、履行の確実性の評価等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合があります。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定するものとします。

5. 応募方法

(1) 応募書類

河道内樹木の採取を希望する者は、以下に記載する事項を示した応募書類を作成し、以下の送付先へ郵送にて提出してください。

応募書類作成にあたっては、別紙応募様式又は任意様式にて必要事項を記載し、添付を要する資料等を同封してください。なお、記載内容及び添付資料に不備がありますと非選定となる場合がありますので、ご注意ください。

【基本事項】

1. 応募者の氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）、住所、連絡担当者名及び

連絡先（電話・FAX番号）

※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知及び当選後の連絡にのみ使用する。

【採取計画に関する事項】

1. 採取の目的、採取を希望する河川産出物（伐採樹木）の用途
 - ・用途（例：製紙材料となるチップ、バイオマス燃料、農業用堆肥等）
 - ・流通先（具体的に記載）
2. 採取した原木の製品等への加工もしくは利用についての実績
 - ・法人の場合、法人格を有していることが確認できる資料
 - ・事業パンフレット（工場及び販売実績を証明できるもの）
3. 利用しない部分の枝葉、下草等の処理方法
 - ・処分先の名称、住所、処分業許可証の写し、搬出ルートなど
4. 採取に関する計画
 - ・作業予定期間、作業実施責任者氏名及び保有資格、伐採及び搬出方法
5. 採取を実施する工程
 - ・工程表
 - ・運搬車両の走行ルート
6. 河川産出物（伐採樹木）の搬入施設に関する事項
 - ・ストックヤードの位置、広さ
 - ・工場等施設の位置、大きさ、設備
 - ・河川産出物（伐採樹木）の日当たり使用量（あるいは生産量、処理量）
7. 過去の樹木伐採の実績（年次、場所、規模等）
 - ※該当がない場合は不要
8. 安全対策等の実施内容
 - ・作業における安全管理、第三者への安全確保、交通安全対策

（２）応募書類の送付先

〒441-8149 愛知県豊橋市中野町字平西 1－6

国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所
管理課 維持係 宛

（３）応募書類の提出期限

平成29年4月14日（金）必着

6. 留意事項

（１）伐採樹木の扱いについて

河道内樹木を伐採して廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われることが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」に基づく適正な対応が求められますが、今回の試行においては河道内樹木を河川産出物として扱うため、伐採樹木の搬出にあたって、廃掃法の収集運搬許可や搬出先施

設の廃棄物処理施設許可は要しません。

河道内樹木の伐採により生じた枝葉・幹等を産業廃棄物として処分する場合は廃掃法に基づき適正に対処してください。

(2) 樹木の採取に係る費用について

採取作業に要する費用については、採取申請者として選定された者が負担するものとします。

(3) 河川法申請について

河川内樹木の採取は河川法第25条の許可を要する行為であるため、選定された採取申請者は、河川法申請を行っていただきます。

(4) 採取料について

河川法第32条の規定により、都道府県知事は同法第25条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収することができますが、今回の河川内樹木伐採においては、採取料は発生しないことが愛知県¹の河川管理担当課と確認されています。

(5) 次回の公募について

今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施するものではありません。ただし、今回の試行結果及び河道内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

7. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 管理課 維持係

TEL:0532-48-8105 FAX:0532-48-8100

受付時間：平日の10時から17時まで

※問い合わせは電話・FAXにて受付いたします。FAXの場合は折り返しの連絡先（電話番号またはFAX番号）を必ず記載いただくようお願いいたします。

(参考) 関係法令

予算決算及び会計令

第70条（一般競争に参加させることができない者）

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

第71条（一般競争に参加させないことができる者）

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

河川法

第25条（土石等の採取の許可）

河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

第32条（流水占用料等の徴収等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収することができる。